

茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 3 日

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

茅ヶ崎市条例第 29 号

茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年茅ヶ
崎市条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「保育を行う場合」を「保育を行う場合若しくは同条第 10 項第 3 号の規定に
基づき保育を必要とする児童であつて満 3 歳以上のものについて保育を行う場合」に改め
る。

第 7 条第 1 項中「事項」の次に「（法第 6 条の 3 第 10 項第 3 号に掲げる事業（以下「
満 3 歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満 3 歳以上限定小規模
保育事業者」という。）にあつては、第 1 号及び第 2 号に掲げる事項）」を加え、同項第
3 号中「当該家庭的保育事業者等」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。
第 6 項及び第 7 項において同じ。））」を加え、同条第 7 項各号列記以外の部分中「であつ
て」を「又は満 3 歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であつて」に改める。

第 14 条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第 14 条 家庭的保育事業者等は、法第 34 条の 16 第 4 項において準用する法第 21 条
の 5 の 18 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育
等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第
69 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。
）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため
、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続
性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実
確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じ
なければならない。

第 19 条第 6 号中「利用定員」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育事業者にあつては
、満 3 歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第 28 条中「小規模保育事業 B 型」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育事業を除く。
）」を、「小規模保育事業 C 型」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育事業を除く。）」

を加える。

第30条第2項第3号中「第2号」の次に「又は第3号」を加え、同条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（附則第7項又は第8項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第32条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第33条中「と、同条第4号中「次号並びに第34条第4号及び第5号」とあるのは「第33条において準用する次号」と読み替えるものとする」を「とする」に改める。

第36条中「利用定員は」の次に「、法第6条の3第10項第1号の規定にかかわらず

」を加える。

第45条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第7項又は第8項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第49条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」を「小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う事業所（以下「小規模型事業所内保育事業所」に改め、「第49条において準用する」を削り、「と、同条第4号中「次号並びに第34条第4号及び第5号」とあるのは「第49条において準用する次号」と読み替えるものとする」を「とする」に改める。

附則第3項中「家庭的保育事業者等（」の次に「満3歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附則第9項中「第3項」の次に「若しくは第4項」を加え、「保育士の数（」を削り、「がない」を「がないもの」に、「算定されるものをいう。）」を「算定される保育士の数」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 7 月 4 日から施行する。ただし、第 1 4 条の改正規定は令和 8 年 1 2 月 2 5 日から、次項の規定は公布の日から施行する。
- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 2 9 号）附則第 3 条第 4 項の条例で定める日は、この条例の施行の日の前日とする。